

「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」のご案内
令和8年9月29日(火)10時から申請受付をスタート!

大阪府では、エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている医療機関等(国又は地方公共団体が開設する施設を含む)の負担軽減を図り、安定的な事業継続を支援するため、物価高騰及び食材料費高騰に対する一時支援を実施します。

Q1. 一時支援金の申請受付期間は?

A1. 令和8年9月29日(火)10時から同年10月30日(金)18時までです。
※期限後に提出された申請はお受けできませんのでご注意ください。必ず期限内の申請をお願いします。

Q2. 一時支援金の種類とはいったものがあるのですか?

A2. 「物価高騰対策一時支援金」と「食材料費高騰対策一時支援金」の2種類があります。

Q3. 「物価高騰対策一時支援金」の対象となる要件は?

A3. 次の要件を満たす医療機関等は、一時支援金の申請が可能です。

【支援対象】

大阪府内に所在する保険医療機関(病院・診療所)、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所
※ただし、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて厚生(支)局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない施術所、介護保険適用の訪問看護のみを行っている指定訪問看護事業所を除く。

【支給要件】

- ①令和8年9月1日から申請をした日までの間、申請施設において業務が行われていたこと
 - ②申請をした日以後も申請施設に係る事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められること
- ※令和7年度1回目、2回目の支給を受けた施設も申請可能

Q4. 「物価高騰対策一時支援金」の額はどのように決められるのですか?

A4. 以下の区分に基づき支援金額を算定し、医療機関等からの申請により支給(口座振込)します。

区 分	支援単価
病院、2床以上の有床診療所	1床あたり 7,500円
1床の有床診療所、無床診療所、保険薬局、助産所、施術所、 歯科技工所及び指定訪問看護事業所	1施設あたり 15,000円



©2014大阪府もずやん

Q5.「食材料費高騰対策一時支援金」の対象となる要件は？

A5. 次の要件を満たす医療機関は、一時支援金の申請が可能です。（「物価高騰対策一時支援金」と同時申請が可能）

【支援対象】 大阪府内に所在する保険医療機関（病院・有床診療所） 【支給要件】 上記A3と同じ

Q6.「食材料費高騰対策一時支援金」の額はどのように決められるのですか？

A6. 次のとおり、支援金額を算定し、保険医療機関（病院・有床診療所）からの申請により支給（口座振込）します。

【支援金額】 $3,200\text{円} \times \text{許可病床数} = \text{支援金額}$

Q7. 一時支援金の申請手続きは？

A7. 対象となる医療機関等は大阪府に対して申請を行います。

◎支援金を申請する場合、電子申請（おおさか事業者ポータルでの申請）を原則とします。

※令和7年度2回目の支給を受けた施設は、おおさか事業者ポータルで申請履歴をもとに申請でき、手続きを一部簡略可

※支援金の支給をもって交付決定通知を行ったものとしますので、通帳等で支給額のご確認をお願いします。

Q8. 一時支援金の申請・支払いスケジュールは？

A8. スケジュールは次のとおりです。

・令和8年9月29日（火） 10時から受付開始

・申請受付後に順次、審査を開始し審査完了した順に支給する予定です。

・ただし、申請書類の不備等により支給が遅れる場合がありますのでご了承ください。

・令和8年10月30日（金） 18時申請受付締切

・令和8年12月末 支援金の支給終了予定

※電子申請のマニュアルや、支援金にかかるよくある質問等、支援金の詳細は、大阪府HPに掲載していますので、
ご確認のうえご申請ください。

URL: <https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/subvention/bukkakoutou.html>

【問合せ先】

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金 問い合わせ窓口

※問い合わせ窓口は、申請受付開始後から対応いたします。

電話番号: 0120-519-145（営業時間: 平日9時～18時（土・日・祝日を除く））

